

(案)

長久手市議会議員間討議の促進に関する申合せ事項

平成27年9月24日

令和 年 月 日

長久手市議会基本条例（平成26年長久手市条例第42号）第7章議員間討議の促進に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 目的について

議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員間討議により、多様な意見を出し合い、合意形成に努める。

2 議員間討議を行う場について

当面の間は、常任委員会、議会運営委員会で行う。

3 議員間討議の対象について

議案（議員提案を含む）、請願・陳情及びその他必要に応じて実施する。

4 議員間討議の提案について

委員は、~~開会中~~委員会開会の前日までに委員長に意向を表明し、課題・論点を説明する。

委員長は、他の委員に提案の内容（課題・論点）を説明する。

5 実施方法及び留意事項について

(1) 質疑終了後、討論・採決の前に委員長発議により実施する。

討議後の質疑は行わないものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、この限りでない。

(2) 討議は、委員のみで行う。

(3) 委員個人を非難するような発言は行わない。

(4) 委員に対する資料要求は行わない。

6 その他

この申合せ事項に定めるもののほか、必要な事項が生じた場合は、議会運営委員会で協議する。

所管事務調査の在り方に対する会派の意見

<p>公明党</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・近郊の視察、日帰り視察、先進地のリモート視察など柔軟な視察の在り方を要望。
<p>改革ながくて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会視察は行うべきとし、明確な目的をもって視察先を選ぶ。 ・現地に行き知ることが多い。 ・現地で職員や議員から生の声を聞くことが大切。 ・視察に行くことにより他の収穫が得られることもある。 ・リモート視察は限界がある。 ・リモートの場合、相手側も準備が必要となる。同種の機材の有無、リモートを扱うスキルなど受け入れ側にも負担になる。 ・長久手市に必要な施策や事業を明確にし、計画性をもって視察に行く。 ・毎年決まっているから等、視察に行かねばならないからと無理やり視察を行わない。 ・毎年行くのか、2年に1度にするのか、近年は近距離ばかりの視察で同じような市町へ行っているので長距離の2泊3日や県内の日帰りも含め検討してほしい。
<p>芯政クラブ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視察終了後は、各委員会で意見交換を行う。 ・全員打合せ会、協議会を開催し、各委員長が資料・映像を活用して視察報告をする。 ・5月改選後にテーマ・課題を決め視察を行い、提言・意見書につなげるようにする。 ・テーマ・課題の勉強、解決のために、遠方への視察に限らず、近場の自治体へも視察する。 ・市内の工事現場等を視察する場合、視察終了後に意見交換をして、委員長がまとめて視察報告書を作成する。
<p>香流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・視察内容を市政にフィードバックさせるために、視察前の勉強会開催、後の意見交換会開催、市関係部局への報告、意見聴取など、また市民との話し合いなどを行い、執行部に提言など形となるような取り組みを行ってはどうか。 ・視察スケジュールは、予算の問題もあるが、日帰り、2泊3日とか、回数含め、両委員会の調整のもと、柔軟に運用できるようにしてはどうか。

無会派	<ul style="list-style-type: none">・現状のままでよい。(多数意見)・委員会で実施された視察は、委員が委員長に報告書を提出し、それを委員長が取りまとめ、委員会として報告書を作成している。視察内容について、委員が作成した報告書を元に、委員会で協議をする場を設けたうえで、委員長が報告書を取りまとめることにより、委員間において、課題の共通の認識が深まり、市政に反映することができると思う。
-----	---